

会から「孤立」した状態で発生するものであり、虐待の予防にもつながる。

(イ) 起こっても適切に対応できるネットワーク

- 仮に「孤立死」が発生したとしても、できるだけ悲惨な状態とならないよう、速やかな発見ができるようなネットワークづくりが重要である。「孤独」を排した「孤立」させないコミュニティは当然「孤立死」の早期発見にも機能する。なお、発見後は、警察、医師、自治体、葬祭事業者等の関係者が的確に連携して活動できるようなネットワークづくりが必要である。

(2) 「孤立死」ゼロ作戦と高齢者虐待と認知症対策さらに災害予防対策を 一体的に考えること

ア 社会的サポートを利用しながら地域で生きることの認識を広める

- 日常生活全般は、個々の分野に分解できない連続的で総合的な有機的統合体である。特に高齢化や核家族化による「孤立生活」は、認知症高齢者の増加、高齢者虐待の要因、災害時における援護の対象として一体的に捉えることが必要である。単身高齢者においても、行政サービスにも限界があることを認識した上で、自らがコミュニティの一員であるということを自覚して、一定の社会的サポートを利用し、又は提供し、地域で生きるという認識をもつことが重要である。

イ それぞれが共通の根からでた問題であるという認識の共有化

- 「孤立死」防止に取り組むことは、地域における関係者のネットワークを通じて、「孤独に孤立」しがちな高齢者等の見守りや必要な支援を行うことに他ならない。このような取組みは、「孤立死」の防止にのみ機能するというものではない。

これまで我が国が培ってきた家族、地域のつながりといった財産は、豊かなコミュニティとして有効に機能してきた。豊かなコミュ

ニティを再生することにより、悲惨な「孤立死」防止の取組みは、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者等の支援、災害時における被害拡大の予防にも有効に機能するものと考えられる。

(3) 「孤立死」防止ネットワークのさまざまなツールや見守りシステムの開発と継続的な運用

- 「孤立死」を防止するためのネットワークづくりは、今後特に都市部において「孤立した生活」をおくる人が急増していくことを強く認識した上で、都市型や町村型、戸建住宅型や集合住宅型など地域の実情に応じて工夫しながら構築する必要がある。また、そのネットワークが継続的に運用されることが何より重要である。このような取組みが定着するようにするために、各地域の実情に応じた工夫や取組みをフォローする仕組みを盛り込むなどの工夫が必要である。以下に、各地域の実情に応じて活用が可能と考えられるツールを事例として紹介する。

ア 情報通信技術の活用 一緊急通報・ライフライン検知システム

- 「孤立死」を防止するためには、個人の住居の中で起こる異変を外部の者が感知する必要がある。本人が自ら通報できる場合とできない場合を想定した情報通信技術がある。

(ア) ICTの活用による双方向通信システム

- 単身高齢者世帯等に、双方向通信システムを配備し、日常の安否確認や緊急時の通報手段を提供する。定期的に単身高齢者等が「お元気コール」等で連絡することにより、安否確認を行うとともに、緊急時の連絡にも活用する。

(イ) ライフライン等の活用による安否確認システム

- 単身高齢者世帯等に、水道やトイレ、湯沸かし器、電気、ガスの使用状況や室内の人の行動の状況等を感知するシステムを配備

し、安否確認を行う。1日に1回も水道の使用がないなど一定時間ライフラインが使用されない場合に自動通信する機器を活用して安否確認を行う。

また、単身高齢者世帯等に色付きのゴミ袋を配布し、ゴミ収集時にゴミ出しの有無を確認することにより安否確認を行うといった自治体独自の工夫事例もある。

イ 声かけネットワーク

(ア) 近隣の互助機能の組織化

a 近隣の見守り・助け合いの機能の再構築としての「住民相互ネットワーク」

- 自治会活動等をベースにした近隣住民による見守りや支援を行うネットワーク（以下「住民相互ネットワーク」という。）を構築し、日常のさりげない「あいさつ」や「声かけ」を行い、コミュニティのつながりを構築するとともに、軽微な生活支援を行ったり、「孤立死」の疑いや急変の情報を察知した場合には、自治体や地域包括支援センター、自治会等の相談・通報等窓口への通報等を行う。
- 地域の実情に応じて、単身高齢者等を訪ね、語り合う友愛活動等を展開している老人クラブやNPO、新聞配達店、郵便の配達員、宅配便の配達員、電気・ガス・水道等の検針員等地域に密着して活動している多様な人々の協力を得て連携し、見守りや支援活動に取り組むことは効果があると考えられる。
- 都市部では自治会のみならず、マンションの管理組合の機能も重要である。

b 福祉の専門職等のネットワークとの連携

- 住民ベースの見守り・支援機能とは別に、地域の実情に応じ

て、福祉の専門職、民生委員、介護支援専門員等も見守りや支援のネットワークを構築している場合があり、このようなネットワークと住民相互ネットワークとの連携は重要である。

c 福祉以外の見守り・支援機能との連携

- 福祉以外の警察官や消防吏員による見守りや支援機能との連携も重要である。

(イ) チラシ、通信

- 住居が広域に点在する地域では、人的な住民相互ネットワークも空間的、時間的に機能しない場合もあり、常時の安否確認等が困難な場合がある。このような地域では、定期的にチラシを配布して、自治体や地域包括支援センター、自治会等の相談・通報等窓口や地域の行事等をお知らせする取組みがある。また、往復葉書による定期的な通信を行い、安否や相談の意向等を確認する取組みなどがある。

ウ 情報共有ネットワーク ー協議会の組織化と運用

- 住民相互ネットワークにおいて見守りや支援を行うためには、「孤独に孤立」するおそれのある高齢者等（単身高齢者、高齢者夫婦世帯等）の情報を把握し、台帳として、ネットワークの構成者間で共有する必要がある。
- このような住民情報台帳は、次のような方法で作成することが考えられる。
 - 自治体からの情報提供を受けて作成する方法が考えられる。
自治体からの情報提供に当たっては、見守りや支援の対象者の個人情報を住民相互ネットワークとの間で共有することが明らかに対象者の利益になると認められる場合には、個人情報保護条例において、保有する個人情報の目的外利用や第三者への提供を可

能とする規程を設けて、対象者からの同意を得ずに、個人情報を住民相互ネットワークとの間で共有することも可能である。

- ・ 自治会やマンション管理組合等が独自の調査により把握し作成する方法が考えられる。

その際、健康状態のアンケートといった方法で健康という切り口から対象者を把握したり、災害時の援護対象者の把握といった切り口で対象者を把握すると、対象者にとってもメリットがあるのでアンケートに協力してもらいやすくなる。

- 見守りや支援を行うためには、通常、本人の同意をとる必要がある。しかし、同意をしない人ほど問題がある場合も少なくないと考えられ、そのような人々を「遠くから見守る」ことが必要となる。

- 住民相互ネットワークの構成者以外の関係者に、住民情報台帳等で把握している個人情報を伝えるためには、あらかじめ本人の同意を得ておく必要がある。

その際、住民相互ネットワークの関係団体・機関等による協議会等を設け、個人情報を共有する構成者の範囲や共有する個人情報の範囲、個人情報の取扱い等をあらかじめ定めておくことにより、円滑な対応が可能になるものと考えられる。

エ 地域住民・行政・諸機関の協働づくり ー地域包括支援センターの活用

- 住民相互ネットワークにおいて、「孤立死」の疑いや急変の情報を察知した場合には、自治体や警察等の行政機関による対応が必要となる。このため、住民互助ネットワークと行政機関とが協働する地域の体制を構築する必要がある。
- このようにして構築された体制は、介護保険制度における地域包

括支援センターを中心とするネットワークとしても有効に活用することができる。「孤立死」防止の取組みや、認知症など要介護高齢者支援の取組み、高齢者虐待防止の取組み、災害時の要援護者支援の取組み等に対応するためには、それぞれに特別なネットワークが必要となるものではない。地域包括支援センターが行う総合相談支援業務や権利擁護業務のネットワークも、ここにいう住民相互ネットワークを活用することができる。このように、各種ネットワークを有機的に連携させ、共通のプラットホームとすることにより、様々な分野での活用が効率的に図られるものと考えられる。

オ　自治体における住宅部局と福祉部局の連携

- 住宅は、あらゆる人、特に高齢者にとっては生活の基盤そのものであり、その場を安定させることは「孤立死」ゼロの出発点となる。住宅分野では、平成19年6月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（略称：住宅セーフティネット法）」が制定されている。この主旨を踏まえながら、都市部で急増している借家住まいの単身高齢者のためのセーフティネットとして、公共賃貸住宅の整備、活用を自治体が中心となって進める必要がある。また、そうした住宅で単身高齢者が「孤立」しないよう、住宅部局と福祉部局が連携した見守り体制を構築しなければならない。
- さらに、住宅部局と福祉部局がより連携を深めることによって、一つの住戸に単身者が集まって住むグループ居住を可能にしたり、空住戸や住宅の集会施設を見守りや福祉の拠点として活用する等の取組みを進める必要がある。地域の住宅資源と見守り資源、福祉資源を有効に関連づけた取組みが求められる。

4 モデル事業等の取組み事例の紹介

(1) 行政における取組み事例

ア　新宿区

(ア) 区の概要（平成20年1月1日現在）

- 新宿区は、東京23区のほぼ中心に位置し、面積18.23 km²、人口310,206人の都市である。人口の約1割が外国人、高齢化率は18.3%、特に一人暮らしの高齢者が、全国平均、東京都平均に比べて多いのが特色である。

(イ) 孤独死防止への取組み

a シンポジウムの開催

- 新宿区では、地域の住民がこの問題を自分のこととしてとらえ、「都会の中で、孤独死は誰にでも起こりうること」という共通認識を持ち、孤独死を防止するためには何が大切なとともに考える機会がぜひとも必要と考えた。

そこで、まず平成18年10月、岩田正美日本女子大教授にコーディネーターをお願いして、松戸市常盤平団地自治会と新宿区戸山団地自治会役員、地域の訪問診療医師、民生委員等をパネラーとした「高齢者の孤独死を考えるシンポジウム」を開催した。当日は会場に入りきれないほど多くの区民や、関心のある他自治体の方々の参加があり、会場内でのやりとりも「地域の死は地域で引き受けしていくべき」など、単に行政への要望を超えた意見が多かった。こうした議論を踏まえつつ、平成19年12月、引き続き岩田教授にコーディネーターをお願いし、新宿区長もパネラーとして参加したシンポジウムでは、孤独死は高齢者だけの問題ではないという視点を入れて開催した。前年をさらに上回る390名が参加し、地域住民の関心の高さがうかがわれた。

b 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布事業

- 新宿区では、従来から、地域見守り協力員制度、配食サービスや緊急通報システム事業、さらにごみの訪問収集など多様な見守り事業を実施してきたところである。

さらに、平成19年度から新たに開始した見守り事業が「一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布」である。これは、75歳以上の人一人暮らしの方へ、月2回「ぬくもりだより」という職員手作りの高齢者向け情報紙（A4版）を手渡しで配布することにより安否確認をするものである。

本事業は、申請方式ではないという点が従来の福祉サービスと大きく異なっており、行政からの該当者全員を対象とした「おせっかいやき事業」である。

当初、この「おせっかい」に対する区民の反応を心配したが、いざ事業を開始してみると、複数の区民から礼状が届くなど、おおむね好意的に受け止められる結果となった。

平成19年6月、対象者を抽出後、生活実態を把握するため民生委員の協力を得て、1万世帯を超える訪問調査を実施した。この際、民生委員の方々の「力」の大きさにたいへん助けられた。その結果、住民票では単身世帯でも二世帯住宅に暮らしている等身近なところに家族や親族がいる方々やあきらかに配布を希望しない旨の意思表示をされている方等を除き、約4,500名の方々を配布対象とした。この数字は、従来の各種見守りサービスのほぼ10倍にあたる数である。まさに、もう一枚大きな見守りの網が地域に拡がったといえる。なお、配布については、シルバー人材センターと区内NPOへ委託という形をとっている。

これまでに、異変に気づいた配布員の通報がきっかけで、衰弱した高齢者を医療機関に搬送した事例や、在留期間が切れて地域で「孤立」していた外国人高齢者を帰国につなげた事例があり、成果が挙がっていると考える。

次のステップとして、配布を拒否されている方への見守りをどのようにしていくのか、また情報紙の配布に地域力を活かし、本事業を地域全体で支える仕組みとすることができないか、など今回残された課題への取組みを進めていく予定である。

イ 千葉県

- 千葉県では、平成18年度から県の独自事業として孤独死対策に取り組んできた。

(ア) 取組みの経緯

- 千葉県では、松戸市常盤平団地自治会の取組みが、孤独死対策事業を実施する契機となった。

a 松戸市常盤平団地自治会の取組み

- 平成13年春、松戸市常盤平団地内で死後3年を経過した白骨死体が発見され、翌14年には、コタツに入ったまま死後4か月を経過した男性の遺体が発見された。
- これを契機に同団地自治会と地区社会福祉協議会が協力して14年5月に「孤独死110番」通報体制をスタートさせた。
- 以降、新聞販売店との協定や鍵業者と覚書の締結、シンポジウムの開催、いきいきサロンの開設、個人情報登録システム「安心登録カード」の配布など先進的な取組みを行っている。

b 団地自治会と県との協働

- 千葉県では、松戸市常盤平団地での取組みを受け、平成16年3月に策定した「千葉県地域福祉支援計画」（計画期間は平成16年度～20年度）に、孤独死の実態把握と地域団体との連携による予防の必要性を盛り込むとともに、平成16年度に松戸市で開催された「孤独死を考えるシンポジウム2004」への参加や、平成17年度に開催の「地域福祉フォーラム」～孤独死ゼロ作戦を考える～において、千葉県知事が基調講演を行うなど、孤独死対策の啓発に協働して取り組んできた。

(イ) 千葉県の取組み

- 千葉県では、平成18年3月に策定した「高齢者保健福祉計画」(平成18年度～20年度)に、孤独死対策を重点事業に位置付け、事業を展開している。

a 「孤独死対策モデル事業」の実施

- 平成18年度に、2カ年間の事業として、孤独死対策に向けた地域の取組みを支援する「孤独死対策モデル事業」を開始した(厚生労働省の在宅福祉事業費補助金・特別事業を活用)。
 - ・実施市町村：銚子市（1地区）・流山市（2地区）・鴨川市（1地区）
 - ・事業内容：単身高齢者の実態把握、孤独死事例の収集、地域資源の把握、ネットワーク整備や地域見守り活動、相談体制、広報啓発活動等の対策の検討と実践
- 平成19年度は、新設された厚生労働省の「孤立死ゼロ・モデル事業」を活用し、引き続きモデル事業を実施した。

b 「孤独死対策シンポジウム」の実施

- 平成18年度に、孤独死対策の必要性を啓発するため、民生委員など地域福祉関係者を主な対象に「シンポジウム2007『支えあえる地域づくり』～孤独死ゼロを目指して～」を開催した。
(厚生労働省からの基調講演、シンポジウム等を実施し、約800名という多くの県民が参加した。)
- 平成19年度は、モデル事業の成果を市町村や地域団体に報告し、各地域への普及を図るため、「シンポジウム2008『支えあえる地域づくり』～孤独死ゼロを目指して～」を開催した。

（「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の議長である高橋紘士立教大学教授の基調講演等を実施し、定員(500名)を大幅に上回る申込があった。）

c 今後の取組み

- 平成20年度においても、モデル事業を継続実施するとともに、シンポジウムの開催等を通して、県内の多くの市町村での取組みを促していく。また、これまでの孤独死対策は高齢者福祉事業の中で実施してきたところであるが、今後は、地域福祉の視点での取組みに広げていきたい。

（2）民間団体、企業等における取組み事例

ア 社会福祉協議会

- 社会福祉協議会において、実施している「孤立死」防止につながる見守り活動で代表的なものは、「小地域ネットワーク活動」と呼ばれるものである。小地域ネットワーク活動とは、高齢者、障害者一人ひとりに対して、3～4人程度のボランティア（多くは近隣の人）が担当し、見守り、訪問、生活支援などを行う。ボランティアだけで解決できない問題は、専門組織につなぐ仕組みをもつ。問題発見、つなぎの仕組みであると同時に、「孤立」しがちな状況を確実に地域社会につなぐ仕組みである。本人の了解を得て実施するものであるが、了解を得られない人に、より深刻な問題がある場合が多く、その場合ゆるやかな見守りを実施することも重要となっている。全国の市区町村社協のうち、46.4%で実施されている。

- A市社協では、校区社協（小学校区ごとに組織される福祉活動を目的とする住民組織）の中にボランティアグループが組織され、そのメンバーがひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯ごとに2～3人のチームを組織し、安否確認、声かけ、そして軽微な生活支援を行っている。

訪問後は「訪問記録票」に訪問時の様子を記録する。この記録票などをもとに、班会（2～3チームの会合）、校区単位の会合（班長に民生委員・児童委員、校区社協役員、必要に応じて保健師等の専門職が参加）がもたれ、問題解決の相談（校区社協での対応、専門職へのつなぎ等）、漏れの確認などが行われる。専門職が参加することによって、素人では分らない点のカバーが行われている。また、最終的には訪問記録票は市社協の担当職員まで届き、対応に漏れはないかがチェックされる仕組みとなっている。これらの会合の中で高齢者の生活や心身の状況について学ぶことは、見守り活動をすすめる上で大切なだけでなく、ボランティア自身にとって意味があるものとなっている。

活動を担うボランティアは1,750人、見守り活動の対象となっている高齢者や障害者は4,500人にのぼる（A市の人口は30万人、高齢化率19%）。

1人、月あたりの訪問回数の平均は2～3回ということになるが、必要な場合には、もっと頻繁に訪問するし、継続的に訪問していれば、日常的に買い物の行き帰りに会うなど、見守りの実効性は高くなるという。

- 「孤立死」防止ということをボランティアが意識して行うこととはあまりないが、高齢者の話相手になること、心身の変化に気をつけていること、訪問時以外にも気をつけていることなどが結果として「孤立死」防止につながっている。しかし、公営住宅に一人暮らしであるだけでなく、家族がほとんど訪ねてこない高齢者が多いところもあり、こういう地域では、「孤立」を強く意識した活動が行われることになる。
- そのほかに、住民による福祉活動の中で見守り機能を発揮するものは、配食サービス（配食時や容器の回収時に直接本人と話して安否確認、健康状態の把握を行う）、ふれあい・いきいきサロン（利

用者もボランティアも一緒に楽しい時を過ごすという気軽なたまり場の活動)などがあげられる。これらの活動が地域の中で、重層的に実施され、活動間で情報が共有されることが、見守り機能強化、「孤立死」防止につながることになると思われる。

イ 老人クラブ

- 老人クラブでは、同世代の仲間として、病弱やねたきりの高齢者、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯を対象に、話し相手となって仲間を励まし暮らしの一端を支える「友愛活動」に取り組んでいる。
- 主な活動は、訪問活動や声かけ、見守りで、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の安否確認として、「孤立」を防止する取組みにつながっている。
- 近年は、閉じこもりがちな高齢者を対象とした「いきいき・ふれあいサロン」や「たまり場」づくりに参加することで、健康づくりとともに孤立した生活に陥らないような取組みも盛んになってきている。
- また、認知症の学習を通じて、これまでの付き合いを続けながら、仲間として見守り「孤立」させない取組みも徐々に広がっている。
- そこで、全国老人クラブ連合会では、①情報（制度・施策・暮らしを支える安全・安心情報）を届けること、②歩いて行ける距離でのサロン活動の取組み、③認知症の正しい理解を広げることを新たに友愛活動の柱として取り組むよう呼びかけている。
- 友愛活動は、高齢者が相互に支え合う活動である。この活動を通して高齢者が自ら「孤立しない、させない」という意識を啓発し支え合いを広げていくことが大切である。

- さらに、このような高齢者の活動が地域のネットワークとかかわることで、互いの情報を共有し連携した支え合いとなり、「孤立」の防止や「孤立死」防止につながると考える。

<訪問活動とたまり場づくり—香川県老連の取組み>

- 香川県老連は、外出が困難な虚弱な人やねたきりの人を対象にした「友愛訪問活動」と閉じこもりがちな人を対象にした「たまり場づくり」を通じて、友愛活動に取り組んでいる。
- 「友愛訪問活動」は、会員が友愛活動員となりチームを作つて活動している。その数は平成18年度955チーム、活動員は4,014人。一方、「たまり場」の数は330ヶ所で、社協と共に共催で行っている「いきいき・ふれあいサロン」や街角喫茶という名称で独自で行っているところなど運営方法や名称もさまざまである。

(友愛訪問活動)

- ・ 宇多津町のクラブ青山会では、ひとり暮らしや虚弱で外出が困難な高齢者宅5軒を友愛チーム（活動員3名）が週1回定期的に訪問している。訪問しない時は、近所の会員が声かけやカーテンの開閉、電気の点灯などを注意し安否を気遣い、変わったことがあればチーム員に連絡が入るようになっている。また、気になる高齢者や問題が発生した場合は地域のネットワークにつないで対応するようになっている。

(たまり場づくり（サロンづくり）)

- ・ 三豊市豊中地区老連では、地元のボランティアグループと協力して毎週月曜日の午前中に街角喫茶「桑の実」を開き、毎回15人ぐらいが集まりお茶を飲みながらおしゃべりやゲームをしている。保健師や近所の人のPRで閉じこもりがちな高齢者も多

く参加するようになった。高齢者の中には、一日誰とも話をしないで過ごす人もおり、誰かとおしゃべりができ、外出のきっかけともなるこの取組みは大きな喜びにつながっている。

ウ 高層住宅管理業協会

- 社団法人高層住宅管理業協会（以下「当協会」という。）は、昭和54年に誕生し、平成13年8月14日には「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第95条に規定する指定法人の指定を受け、会員相互の協力によって、各種の調査研究等により、マンションにおける良好な居住環境と快適な共同生活を確保し、国民生活の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として活動している。
- 当協会は、少子高齢化を迎えた現代において、マンションで快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るために、共用部分等の適切な使用及び維持管理を行うことだけでなく、マンションに居住する方が「高齢になっても安心して暮らせる」コミュニティをつくることが必要と考えている。
- マンションという居住形態においては、多くの世帯は、子供が成人すると親とは同居せずに別の場所で生活すること等から、高齢者夫婦二人となる生活も少なくないといえる。今後はこうした世帯の増加や、どちらかが先に亡くなることによって独居となる高齢者の増加も予測される。
- このような状況から、当協会では、今後のマンション管理における居住高齢者への支援方策を検討するために、厚生労働省の補助を得て、マンション居住高齢者支援方策検討委員会を設置し、委員及び関係各所の協力をもとに様々な角度からマンション居住高齢者の支援方策を検討し、「マンション居住高齢者への支援マニュアル」を取りまとめた。

- このマニュアルは、①高齢者とマンション、②マンション管理業における高齢者対応の現状、③高齢者に関連した問題点と対応方法、④マンション管理業における今後の高齢者支援サービスに望まれること、を主な構成項目としている。
- マニュアルの中では、管理会社における居住高齢者の把握方法等を確認しているが、個人情報保護法を理由に管理組合や居住者の協力が得られず情報の更新ができない等により高齢者の把握まではできていないケースもあることがわかった。この情報の整備に関しては、管理組合主導での協力がなくては正確な情報を整備することが難しいといえるため、管理会社は管理組合に対し、緊急時に適切に対応できるようにするためにも緊急連絡先を含めた居住者名簿の整理の提言をすることが望まれる。
- 一方、マンション内の高齢者の「孤立死」に関しては、平成16（2004）年度は26人だったものが、平成18（2006）年度には68人と2.5倍強に増加しており、管理会社としてマンション居住独居高齢者の「孤立死」対応も考えなければならない状況にある。
- このマニュアルにおいて「孤立死」については、「普段の声掛け」、「郵便物・新聞などが溜まっていないかなどの注意」をすることのもとより、万が一、独居の高齢者の「孤立死」があった場合、どのように対処すればよいかを考えておくことも必要であることと、「孤立死」があった時の初期対応を、フロー図で例示するとともに、このフロー図に基づき、「孤立死」に遭遇した場合の初期対応チェックリストを例示している。
- マンション管理業界でのこうした取組みは、まだ始まったばかりであり、今後の議論の礎としてこのマニュアルを参考にし、各マン